



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

本
文
へ

English · Other Languages

文字サイズ 標準 拡大

出入
国在
留管
理庁

公表
情報

各種
手続

在留
支援

相談
窓
口・
情報

関係
法令

入管
政
策・
統計

調
達・
採用
情報

[トップページ](#)

[公表情報](#)

[各種公表資料](#)

[在留資格関係](#)

[本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置](#)

本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置

本措置の概要

ミャンマーにおいては、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化しています。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、情勢は引き続き不透明な状況です。

そのため、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人については、緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。

また、難民認定申請者については、審査を迅速に行い、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、難民該当性が認められない場合でも、上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。

公表資料

[本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置 \(PDF : 815KB\)](#) 

[ページトップ](#)

申請手続について

[ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方へ \(PDF: 54KB\)](#) 

対象者

ミャンマー国籍を有する方又はミャンマーに常居所を有する外国籍の方で、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方

(注) 現在有している在留資格に基づく活動を継続している方は、本措置に係る在留資格変更許可申請を行う必要はなく、現在有している在留資格で引き続き在留できます。

措置内容

現在有している在留資格に基づく活動が満了した方(※1)については、原則として、「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格変更許可申請が可能です(※2)。

また、特定産業分野(介護・農業等の14分野)での就労を希望する場合、「特定活動(1年・就労可)」への在留資格変更許可申請も可能です。[詳しくはこちら](#)を御確認下さい。

※1 「活動が満了した方」とは、例えば、雇用契約期間が満了した方、技能実習を修了した方、教育機関を卒業・修了した方などが該当します。

※2 ミャンマーにおける情勢が改善されていないと認められる場合には、在留期間更新許可申請が可能です。

提出書類

(1) [在留資格変更許可申請書\(様式U\(その他\)\)\(PDF\)](#)

※顔写真も必要です。

(2) パスポートの写しやパスポートの出入国印など、上記の対象者であることが分かる資料

(3) [理由書\(Word\)](#) [理由書\(やさしい日本語\)\(PDF\)](#) [理由書\(記載例\)\(PDF\)](#)



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。

正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。

[ページトップ](#)

紹介

出入国在留管理庁の概要
 地方出入国在留管理官署
 庁舎の移転・整理統合
 情報発信

プレスリリース
 更新情報
 各種公表資料
 その他の公表情報

出入国管理及び難民認定法関係手続
 各種手続案内
 情報公開
 個人情報保護
 公文書管理

外国人生活支援ポータルサイト
 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

相談窓口・情報受付

インフォメーションセンター等
 情報受付

関係法令

関係法令
 国会提出法案
 最近の入管法改正

入管政策・統計

入管政策・白書
 特定技能制度
 外国人共生施策
 統計
 パブリックコメント

調達・採用情報

調達情報
 採用案内



法務省 出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1
 03-3580-4111 (代表)
 (法人番号：7000012030004)

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[出入\(帰\)国記録に係る開示請求について](#)

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.